

ケアハウス瑞梅苑

利用料金表(個室)

◆個室42戸(22.75m²) 倉庫(約5m²)

(令和8年8月現在)

入居一時金 200万円の場合

対象収入による階層区		サービスの提供に 要する費用	生活費	居住に要する費用	合 計
1	1,500,000円以下	10,000 円	49,360 円	17,700 円	77,060 円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000 円			80,060 円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000 円			83,060 円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000 円			86,060 円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000 円			89,060 円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000 円			92,060 円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000 円			97,060 円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000 円			102,060 円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000 円			107,060 円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000 円			112,060 円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000 円			117,060 円
12	2,500,001～2,600,000円	57,000 円			124,060 円
13	2,600,001～2,700,000円	64,000 円			131,060 円
14	2,700,001以上	67,900 円			134,960 円

入居一時金0円の場合

対象収入による階層区		サービスの提供に 要する費用	生活費	居住に要する費用	合 計
1	1,500,000円以下	10,000 円	49,360 円	27,200 円	86,560 円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000 円			89,560 円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000 円			92,560 円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000 円			95,560 円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000 円			98,560 円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000 円			101,560 円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000 円			106,560 円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000 円			111,560 円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000 円			116,560 円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000 円			121,560 円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000 円			126,560 円
12	2,500,001～2,600,000円	57,000 円			133,560 円
13	2,600,001～2,700,000円	64,000 円			140,560 円
14	2,700,001円以上	67,900 円			144,460 円

(別途費用)

冬季暖房加算(共用部の暖房費)…1,960円/月(11月～3月)

電気代…居室でのメーター検診結果により請求致します(九州電力の電気料金単価に基づく)

下水道処理代…個室1,450円/月

駐車場代…2,000円/月(希望者のみ) ※暖房加算、下水道処理代、駐車場代は日割り計算は行っておりません

(生活費について)

・食事代、入浴料等を含みます。

・定期欠食や入院・外泊時は返金します。(1週間前までに要届出)

返金額 1食 220円(朝)、250円(昼)、240円(夕) 入院や外泊(2泊3日以上)1日欠食の場合は710円

・ご家族等が食事を希望される場合は1食480円です。(1週間前までに要届出)

※ 対象収入とは前年の収入から、税金、社会保険料、医療費等の必要経費を差し引いた後の金額です。

※ 入居一時金(200万円)は、入居年数を20年を基準とし、この期間に満たない年数で退居される場合はこれを均等で返還いたします。

※ 上記料金につきましては、毎年物価のスライドに応じて改正される事があります。

※ 退居時には基本居室清掃料として個室33,000円(税込)をお支払い頂きます。

その他汚れがひどい場合や修繕箇所等がある場合は別途費用を頂きます。

ケアハウス瑞梅苑

利用料金表(夫婦)

◆夫婦部屋4戸(45.50㎡) 倉庫(約5㎡)

(令和8年8月現在)

入居一時金 400万円(200万円×2名)の場合 二人の料金

対象収入による階層区		サービスの提供に 要する費用	生活費	居住に要する費用	合 計
1	1,500,000円以下	14,000 円	98,720 円	35,400 円	148,120 円
2	1,500,001～1,600,000円	26,000 円			160,120 円
3	1,600,001～1,700,000円	32,000 円			166,120 円
4	1,700,001～1,800,000円	38,000 円			172,120 円
5	1,800,001～1,900,000円	44,000 円			178,120 円
6	1,900,001～2,000,000円	50,000 円			184,120 円
7	2,000,001～2,100,000円	60,000 円			194,120 円
8	2,100,001～2,200,000円	70,000 円			204,120 円
9	2,200,001～2,300,000円	80,000 円			214,120 円
10	2,300,001～2,400,000円	90,000 円			224,120 円
11	2,400,001～2,500,000円	100,000 円			234,120 円
12	2,500,001～2,600,000円	114,000 円			248,120 円
13	2,600,001～2,700,000円	128,000 円			262,120 円
14	2,700,001以上	135,800 円			269,920 円

入居一時金0円の場合 二人の料金

対象収入による階層区		サービスの提供に 要する費用	生活費	居住に要する費用	合 計
1	1,500,000円以下	14,000 円	98,720 円	54,400 円	167,120 円
2	1,500,001～1,600,000円	26,000 円			179,120 円
3	1,600,001～1,700,000円	32,000 円			185,120 円
4	1,700,001～1,800,000円	38,000 円			191,120 円
5	1,800,001～1,900,000円	44,000 円			197,120 円
6	1,900,001～2,000,000円	50,000 円			203,120 円
7	2,000,001～2,100,000円	60,000 円			213,120 円
8	2,100,001～2,200,000円	70,000 円			223,120 円
9	2,200,001～2,300,000円	80,000 円			233,120 円
10	2,300,001～2,400,000円	90,000 円			243,120 円
11	2,400,001～2,500,000円	100,000 円			253,120 円
12	2,500,001～2,600,000円	114,000 円			267,120 円
13	2,600,001～2,700,000円	128,000 円			281,120 円
14	2,700,001円以上	135,800 円			288,920 円

(別途費用)

冬季暖房加算(共用部の暖房費)…3,920円(1,960円×2名分)(11月～3月)

電気代…居室でのメーター検診結果により請求致します(九州電力の電気料金単価に基づく)

下水道処理代…夫婦部屋2,605円(二人分)

駐車場代…2,000円(希望者のみ)

(生活費について)

・食事代、入浴料等を含みます。

・定期欠食や入院・外泊時は返金します。(1週間前までに要届出)

返金額 1食 220円(朝)、250円(昼)、240円(夕) 入院や外泊(2泊3日以上)1日欠食の場合は710円

・ご家族等が食事を希望される場合は1食480円です。(1週間前までに要届出)

※ 対象収入とは前年の収入から、税金、社会保険料、医療費等の必要経費を差し引いた後の金額です。

※ 夫婦の場合は、お二人の収入及び必要経費合計額の2分の1を対象収入とします。

※ 入居一時金400万円(200万円×2名分)は、入居年数を20年を基準とし、この期間に満たない年数で退居される場合はこれを均等で返還いたします。

※ 上記料金につきましては、毎年物価のスライドに応じて改正される事があります。

※ 退居時には基本居室清掃料として夫婦部屋60,500円(税込)をお支払い頂きます。

その他汚れがひどい場合や修繕箇所等がある場合は別途費用を頂きます。

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対するケアハウス（軽費老人ホーム）施設サービス提供開始にあたり、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき、当施設があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 設置・経営主体

法人名	社会福祉法人 怡土福社会
法人所在地	福岡市西区北原二丁目15番10号
代表者名	理事長 坂本 道男
電話番号	092-807-7576

2 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	ケアハウス 瑞梅苑
開設年月日	平成10年9月1日
建物構造	鉄筋コンクリート造 4階建（耐火建築）
延べ床面積	2833.26㎡
利用定員	50名
居室	1人部屋（42）室 22.75㎡ 約6.9坪 2人部屋（4）室 45.5㎡ 約13.8坪
施設の所在地	糸島市池田382-1
施設長名	陣内 宏美
電話番号	092-321-0398
FAX 番号	092-321-1364

(2) 事業の目的と運営方針

社会福祉法人怡土福社会は、多様な福祉サービスがそのご入居者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、ご入居者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とします。

施設はご入居者一人ひとりの人格とプライバシーを尊重し、適切な援助と助言、ご入居者相互の親睦と融和を図り、ご入居者にとって真に生きがいのある施設づくりに努め、健康で楽しい日常生活が営まれるようレクリエーション活動等の充実のための処遇計画を策定し事業の推進に努めます。

3 職員数

- (1) 施設長（管理者） 常勤 1名
- (2) 生活相談員 常勤 1名
- (3) 介護職員 常勤 2名 非常勤2名
- (4) 栄養士 常勤 1名

4 職員の職務内容

- (1) 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとします。
- (2) 生活相談員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行い、またご入居者の生活向上に必要な相談・支援等を行います。
- (3) 介護職員は、ご入居者の支援ならびに清掃を行います。
- (4) 栄養士は、ご入居者の食事・栄養摂取についての相談・支援を行います。

5 職員の勤務体制

施設長 正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務 4週8休
生活相談員 正規の勤務時間帯（8：00～17：00）常勤で勤務 4週8休
介護職員（正職員） 早番（7：30～16：30）常勤で勤務 4週8休
日勤（9：00～18：00）
遅出（9：30～18：30）

宿直 （18：00～翌8：00）

6 サービスの提供年月日

- (1) サービスの提供は、入居の契約日から契約終了日までとします。
契約日は 令和 年 月 日です。
- (2) 契約日は、予め施設との間で定められた日、実際に入居された日、または居室の鍵をお渡しした日のうち、いずれか最初に訪れる日とします。
- (3) 入居契約書第8条に掲げる各種サービスは、下記の開始日より提供いたします。
利用開始日は、令和 年 月 日です。
- (4) 契約終了日は、予め施設との間で定められた日、ご入居者、施設いずれからか契約の解除を申し出、予告期間が満了となった日、または居室内の私物をすべて搬出し原状回復を完了して居室の鍵を返却された日のうち最も遅い日とします。

7 サービス内容

(1) 相談及び援助

当施設は、ご入居者およびそのご家族からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。

(2) 食 事

栄養士の立てる献立により、栄養バランスに配慮した食事を提供します。自立支援のため食堂で食事をとっていただくことを原則とし、ご入居者の体質等により、必要な場合は可能な限り食材や提供方法の変更を行ないます。

(食事時間)	朝 食	7 : 4 0 ~ 8 : 4 0
	昼 食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
	夕 食	1 7 : 1 5 ~ 1 8 : 1 5

(3) 緊急時の対応

ご入居者の緊急時等（救急車での搬送等）必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。（※日常の受診や緊急でない場合は、ご入居者、ご家族での受診をお願い致します。）災害等に対しては、非常通報装置や、全館一斉放送設備を活用し、緊急の連絡を速やかに行います。

(4) 入 浴

水曜日、日曜日以外の 1 6 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0 まで入浴できます。

(5) 夜間の管理体制

宿直職員 1 名（1 8 : 0 0 ~ 翌 8 : 0 0）

(6) 介護保険サービス等の利用

日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、介護保険サービス等の利用が出来ます。ご入居者が適切なサービスを受けることが出来る様、必要な援助を行うよう努めます。

(7) 保健衛生

ご入居者の健康の保持・疾病予防のため、ご希望される方には年に1回健康診断の機会を設けています。

(8) ご入居者の活動への協力

施設での生活が健康で明るいものとなるよう、ご入居者が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事等を行う場合には、必要に応じ協力します。また喫茶、体操、手芸、カラオケ等適且レクリエーション行事を企画します。

(9) 理髪・美容

毎月 2 回、出張理髪サービスを利用いただけます。

8 利用料

(1) ケアハウス利用料

利用料は、ケアハウス瑞梅苑の利用料金表（別紙）に基づき、当月分を毎月15日（休日の場合は、翌営業日）に施設の指定する金融機関より引き落としさせていただきます。

※契約日、契約解除日が月の途中である場合は、サービスの提供に要する費用、居住に要する費用、生活費のみ日割り計算とします。

※サービスの提供に要する費用額決定のため、入居時及び翌年以降、年1回（1月頃）収入等に関する資料（前年の1月～12月）を必ず提出してください。

＜サービスの提供に要する費用について＞

サービスの提供に要する費用は、収入から必要経費を引いた金額に応じて1階層から14階層に分類されており、皆様の収入の申告に基づいて決まります。

収入とは下記のものです。前年（1月～12月）の源泉徴収票、所得証明書、または通帳の写し等をご提出ください。

（ア） 年金（遺族年金も含む）、恩給（公的、私的給付は問わず定期的に支給される額）

（イ） 給与収入 （ウ） 財産収入 （エ） 利子・配当金収入

（オ） 不動産、動産の処分による収入、一時所得（入居前の臨時的な収入は除く）

必要経費とは下記の通りです。上記の収入が150万円を超える方は、医療費等領収書等をご提出ください。

（ア） 所得税、住民税の租税（固定資産税は除く）

（イ） 医療費（保険金などで補填される金額を除く。入居前の入院費は除く）

介護サービスの利用料（デイ等の食費、おむつ代、自費ベッド代等は除く）

（ウ） 社会保険料 （エ） 仕送り等による費用ややむを得ない事情による借金の返済等

(2) 居室光熱費

電気料金は、各居室のメーターに基づき計算し、利用料金と一緒に請求致します。

(3) 介護保険サービス費用

居宅介護サービス等を受けられる場合は、その費用を各自お支払下さい。

(4) ご入居者の選定により提供するものは下記のとおりです。

レクリエーション費用

趣味・娯楽等に要する費用

※(1) (2) (4) の上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

9 苦情等申立先

○当施設ご利用相談窓口

窓口担当者 生活相談員 福田 みづえ

解決責任者 施設長 陣内 宏美

ご利用時間 午前9時～午後6時（月曜日～金曜日）

ご利用方法 電話（092）321-0398 ファックス（092）321-1364

○意見箱（ケアハウス1階公衆電話コーナーに設置）

○法人設置の第三者委員

神前 悦典

（092）806-2684 社会福祉法人 怡土福祉会 監事

西山 和子

070-1362-3892 下山門地区社会福祉協議会副会長

※第三者委員は、苦情に対する社会性、客観性を担保することをもって、法人の信頼や適正化の確保を図ることを目的として設置しています。

○ 次の公的機関においても、苦情の申出等ができます。

福岡県社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談窓口

所在地 春日市原町3丁目1番7号 クローバープラザ内

電話番号 092-915-3511 FAX番号 092-584-3354

利用時間 9:00～17:00（火～日）

10 高齢者虐待の防止

ご入居者等の人権擁護、虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）研修を通じて職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

（2）職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員がご入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

○高齢者虐待に関する行政の相談窓口

糸島市役所 福祉支援課 高齢者福祉係

所在地 糸島市前原西1丁目1-1

電話番号 092-332-2073

利用時間 9:00～17:00（月～金）

1 1 協力医療機関

医療機関の名称 医療法人社団朝菊会昭和病院（救急指定）

診療科目 内科・外科・整形外科・形成外科・消化器科・循環器科・肛門科・リハビリテーション科（胸部外科・脳神経外科）

所在地 福岡市西区徳永911-1 電話番号 092-807-8811

法人協力歯科医療機関

医療機関の名称 医療法人社団朝菊会昭和歯科医院

所在地 福岡市西区徳永913-1 電話番号 092-807-6912

1 2 身体拘束の禁止

当施設は、サービスの提供にあたり、ご入居者本人もしくは他のご入居者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、ご入居者の身体を拘束することはありません。緊急やむを得ず、ご入居者の身体を拘束する場合は、その状況・時間・方法等の詳細を「個別サービス提供記録書」等に記録し、閲覧に供します。

1 3 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 当施設は、ご入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合、ご入居者の家族、または身元引受人並びに福岡県及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、サービスの提供によりご入居者に賠償すべき事故が発生した場合、天災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、ご入居者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (3) 当施設は、万一の事故の発生に備えて、施設賠償責任保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）に加入しています。

1 4 非常災害時の対策

(防災設備)

施設には、火災・地震・風水害等非常災害に備えて、消火器・屋内消火栓・スプリンクラー等の消火設備・自動火災報知機・非常階段等の避難設備を備え、3日分の非常食を備蓄しています。

(平常時の訓練等)

別途定める「ケアハウス瑞梅苑 消防計画」に則り、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、ご入居者の方も参加して実施します。

(消防計画等)

消防署への届出日：平成29年6月1日

防火管理者：福田 みづえ

1.5 ハラスメントの防止対策

当施設は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。ご入居者及びご家族の方の下記の行為は、お控え下さい。

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす、または及ぼすような行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

1.6 退去について

- (1) 退去を希望される場合は、所定の“契約解除届”を提出してください。退去には30日以上以上の予告期間が必要となります。
- (2) 金銭の管理や各種サービスについての理解が困難になってこられた場合、利用料の滞納、入居の要件や利用料認定に関して虚偽の届け出を行なった場合、他のご入居者への迷惑行為があった場合等は、契約を解除させていただくことがあります。
- (3) ご入居者又はご家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である場合は、サービス契約を解除させていただきます。
- (4) 退去時の居室原状回復は、各ご入居者をお願いしております。和室の場合の畳替えは必ず必要となりますが、その他壁紙の張り替え、床や柱、備品設備の補修等は状態に応じて必要となります。

1.7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

(居室の鍵)

居室の鍵は、1階玄関の鍵でもありますので大切にしてください。故障の原因になり

ますのでスペアキーは、絶対に作らないで下さい。紛失された場合は、すぐに事務所までお申し出下さい。鍵を作成することになった場合は、鍵の実費と送料、振込手数料をご負担いただきます。

(来訪・面会)

面会時間の設定はございません。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。面会時は、施設で行っている感染症対策にご協力願います。また、感染症の発生状況によっては、一時的に面会をご遠慮いただくことがございますので、予めご了承下さい。

(外出・外泊)

外泊の際には必ず外泊届（行き先と帰宅時間）を職員に提出してください。外出の際、お帰りが遅くなる場合は職員に申し出てください。

(居室の維持・管理)

居室の維持・管理（清掃を含む）は各自でお願いします。危険な場合、困難な場合はご相談ください。

(居室・設備器具の利用)

施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(喫煙)

喫煙は決められた場所以外ではお断りします。

(迷惑行為等)

騒音等他のご入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。

(宗教活動・政治活動)

施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

(動物飼育)

施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

1.7 個人情報の保護

- (1) 当施設は、業務上知り得たご入居者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報について、ご入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 別に定める文書によりご入居者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、利用目的の範囲内で個人情報を取得、使用及び第三者に提供できるものとします。

この契約の証しとして本契約書及び重要事項説明書を2通作成し、ご入居者及び施設は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

(ご入居者)

私は、この契約書及び重要事項説明書につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、貴施設に入居し、各種サービスを利用することを申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印 (ご夫婦でご入居の場合)

(署名代行者又は法定代理人)

私は、入居者本人の契約意思を確認の上、入居者に代わり、上記署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)

署名を代行した理由

(身元引受人)

私は、この契約書及び重要事項説明書内容につき、施設の職員（職名 生活相談員）
（氏名 福田 みづえ）から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

(施 設)

当施設は、ご入居の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任を
もって行います。

事業者名称：社会福祉法人 怡土福祉会

所 在 地：福岡市西区北原二丁目15番10号

施設名称：ケアハウス瑞梅苑

施設所在地：糸島市池田382-1

管 理 者：施設長 陣内 宏美 ㊞